

大口町次世代育成活動奨励事業に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大口町で育つ青少年が、創造性豊かな学びや活動を通じ、希望をもって個性を磨き成長することを、まち全体で願い応援するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において活動とは、多岐にわたる分野において自身の夢を実現するため努力することをいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成等の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中学校の第1学年に相当する者から満30歳までの者で大口町に住所を有する者又は町内の事業所等に勤務する者
- (2) 団体については、5名以上で構成され、その半数以上が前号の要件を満たす者
(応援対象とする活動)

第4条 対象とする活動は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高みを目指した、継続的な自己研鑽活動。
- (2) 社会への寄与を目指した研究活動。ただし、営業を伴う研究や収益が発生する研究は除く。

(活動の応援方法)

第5条 町は、前条に規定する活動を行う者に対して次の応援を行う。

- (1) 活動内容等を、大口町広報、大口町ホームページ、SNS等を活用し周知する。
- (2) 前号の応援の他、助成金を希望する者に、個人は1万円、団体は5万円を上限として助成する。なお、助成金は、連続して3年を上限とする。

(活動応援の申請)

第6条 この活動応援を受けようとする者は、大口町次世代育成活動奨励事業申請書(様式第1)を、当該年度の5月末日までに町長へ提出しなければならない。

(活動応援の決定)

第7条 大口町教育委員会は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を町長に報告する。

- 2 審査にあたっては、申請者等に申請内容の説明を求めることができる。
- 3 町長は、この奨励事業として採択又は不採択の決定を行い、その内容を大口町次世代育成活動奨励事業決定通知書(様式第2)により通知するものとする。なお、助成金については、予算の範囲内とする。
- 4 大口町次世代育成活動奨励事業決定通知書により助成金の決定通知を受けた申請者は、速やかに大口町次世代育成活動奨励事業請求書(様式第3。以下「請求書」という。)を町長へ提出するものとする。
- 5 町長は、請求書受領後、速やかに申請者の指定する金融機関に口座振替の方法により交付するものとする。

(助成金等の取消し等)

第8条 町長は、偽りその他不正な手段により助成金等の交付を受けた者がいるときは、大口町次世代育成活動奨励事業取消通知書(様式第4)により助成金の交付を取り消し、助成金が既に支給されている場合は、その全部又は一部を返還させることができる。

(活動報告等)

第9条 活動応援を受けた者は、奨励事業として採択を受けた翌年度の5月末までに大口町次世代育成活動奨励事業実績報告書(様式第5)を町長に提出しなければならない。

(庶務)

第10条 次世代育成活動奨励事業の庶務は、生涯教育部学校教育課において行う。

(その他必要事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則(令和3年3月30日 大口町告示第42号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月28日 大口町告示第40号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。